

島根労働局発表
平成27年1月29日

担	島根労働局労働基準部 監督課長 綿貫 直
当	TEL : 0852-31-1156

報道関係者 各位

**「働き方改革」推進のため経済団体のトップへ協力をお願いします
～島根労働局管内で先進的な取組を実践している2社から取組事例を紹介～
【第一弾】**

島根労働局（局長 ^{ふるたこうしょう}古田宏昌）では、働き方改革の実現に向けた具体的な取組の第一弾として、労働局管内において長時間労働抑制対策や年次有給休暇取得促進対策について先進的に取り組んでいる2社のトップクラスの方を招き、自社の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関し、取組の契機や現状、今後、更なる取組について、加入団体である島根県商工会議所連合会 会頭並びに一般社団法人島根県経営者協会 会長へ発表し、それに併せて当該2社の参考事例を傘下の会員事業場へ周知し、類似の取組を導入・促進してもらうことを含めた「働き方改革」推進の協力をお願いを島根労働局長から経済団体の長に対して、本年2月2日（月）午前11時から別紙の要領で行います。

今回の取組については、昨年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、「働き方改革」が盛り込まれたことから、その目標である「週の所定労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減させること」、「年次有給休暇の取得率を70%以上に向上させること」を島根労働局管内の会社でも達成する必要があるためのものです。

当局では、今後も当該目標を達成するための取組を計画的に実行していきますので、報道機関の皆様におかれましては、是非、取材していただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. 日 時 平成 27 年 2 月 2 日（月） 11 時 00 分～12 時 00 分終了予定
2. 場 所 松江市母衣町 5 5 - 4 商工会館 3 階
（松江商工会議所 会頭室）
3. 出席者
- ・ 島根県商工会議所連合会 会頭 古瀬 誠
 - ・ 一般社団法人 島根県経営者協会 会長 古瀬 誠
 - ・ 島根労働局長（本部長）、労働基準部長（副本部長）、職業安定部長（本部員）、雇用均等室長（本部員）等
- ※（ ）内は、本年 1 月 1 3 日設置の島根労働局働き方改革推進本部の
構成員名称となります。
4. 発表者
- 株式会社さんびる 代表取締役 たなか まさひこ 田中 正彦
- 株式会社長岡塗装店 常務取締役 こしの すみこ 古志野 純子
- ※発表順に記載
5. 取材上の留意事項
- （1） 当日は、10 : 45 までに松江商工会議所窓口へ集合してください。窓口からは島根労働局の担当者が要請会場までご案内します。
 - （2） 職員及び現地担当者の指示に従ってください。

島根県 働き方改革推進へ ～「まち・ひと・しごと」創生元年～

平成27年2月2日(月)



島根労働局

島根県「ひと・しごと」のあらまし

○人口：**70万人を下回る**状況（平成26年4月1日）

○合計特殊出生率：**1.65**（全国1.43（平成25年））

○労働力人口：**354千人**（平成25年）←417千人（平成10年）

○有効求人倍率：**1.20倍**（平成26年11月）（全国1.12倍）

出生率が高いが、労働力人口は減少、有効求人倍率は高い＝就職しやすい状況

○1人平均年間総実労働時間：**1,862時間**（全国1,792時間）

○週間就業時間60時間以上の雇用者の割合：**6.8%**（全国9.6%（平成24年））

○年次有給休暇取得率：

・島根県労務管理実態調査**41.6%**（全国49.3%（平成23年））

・中小企業労働事情実態調査報告書※**42.31%**（全国48.82%（平成25年））

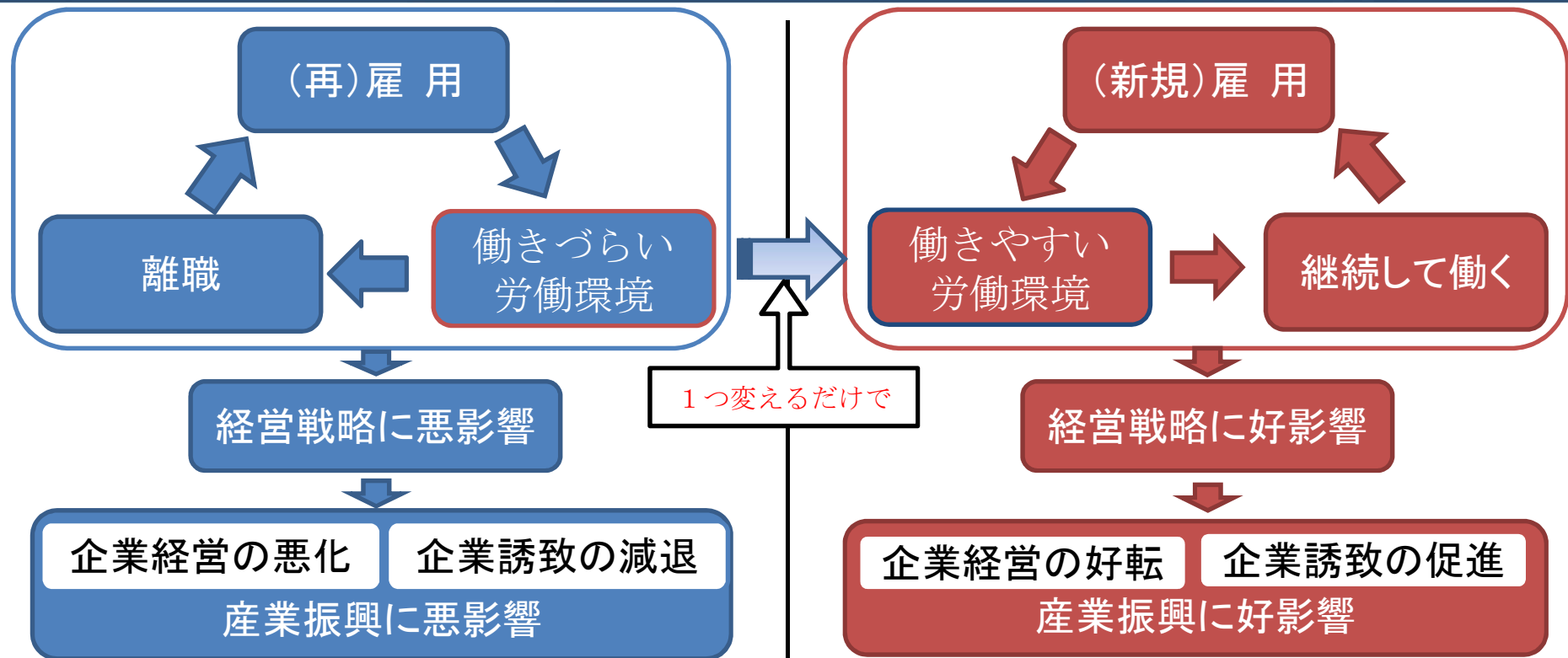
労働時間が長く、年次有給休暇が取られていない状況＝働きづらい状況



<懸念>

☆「働きづらい状況」が島根県の経済に何らかの影響を及ぼしているのではないか？₁

「ひと・しごと」創生で島根労働局ができること



働き方を見直すことで、島根県の経済・人口が好転する可能性があるのではないか。

☆働き方の見直し＝「働き方改革」で「ひと・しごと」の創生が可能。
「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)において、「働き方改革」が盛り込まれ、その目標達成に向け、島根労働局でも対策を講じる必要がある。

■目標: 週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%へ低減、年次有給休暇取得率を70%に向上

しまね活き活き職場宣言

県内企業及び地域全体の活力の向上、島根県で暮らす魅力の底上げ、仕事と子育ての両立の推進に取り組む必要性があることから、島根県における仕事と生活の調和の実現に向け、平成22年1月「島根県仕事と生活の調和推進会議」※において、以下の取組がまとめられています。

※構成員：日本労働組合総連合会島根県連合会、一般社団法人島根県経営者協会、島根県中小企業団体中央会、島根県、島根労働局

しまね活き活き職場宣言

提言1 「仕事と生活の調和」を企業の売りに！

～島根の良さを活かした「仕事と生活の調和」を各企業の魅力として発信しましょう～

提言2 まずは職場に実情を語り合う場をつくろう！

～経営トップのリーダーシップのもと、労使でお互いの実情を話し合いましょう～

提言3 しっかり仕事、すっきり帰宅！

～一人ひとりが効率的に働き、充実した生活時間が得られるよう生産性の向上を図りましょう～

提言4 男性も生活を楽しもう！

～男性の家事・育児時間を増やし、男女ともに「仕事と家庭の両立」を実現しましょう～

提言5 みんな元気に生涯現役！

～年齢に関わりなく社会や地域に参加することができる「全員参加型社会」の実現を図り島根を活性化させましょう～

また、平成22年3月23日には、島根県内の労働者団体、使用者団体、行政機関のトップ5者※により、

●「しまね活き活き職場宣言」を踏まえた連携や、取組に向けた環境整備

●「しまね活き活き職場宣言」の推進状況の検証や、推進に向けたフォローアップ

を実施していくことが宣言されました。

※5者：日本労働組合総連合会島根県連合会会長、一般社団法人島根県経営者協会会長、島根県中小企業団体中央会会長、島根県知事、島根労働局長

すでに仕事と生活の調和＝「働き方改革」の重要性については、認識を共有しているもの。3

島根労働局の取組

島根労働局働き方改革推進本部

【趣旨】

高齢者が多い島根県では、今後の人口増加や産業振興が喫緊の課題である。

その喫緊の課題に対応するため「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成26年12月27日閣議決定）においても「働き方改革」が盛り込まれたところ。こうした状況の中、島根労働局では、島根労働局長を本部長とする「島根労働局働き方改革推進本部」を設置し、長時間労働削減、年次有給休暇の取得促進をはじめとする働き方の見直し＝「働き方改革」に向け、局全体で取り組むこととする。

本部長：島根労働局長

副本部長：労働基準部長

本部長：職業安定部長、雇用均等室長

＜実施内容＞

○島根県における労使団体への協力要請

○企業トップ（リーディングカンパニー）への働きかけ

○島根県との連携

○取組事例の情報発信

等（上記以外の対策については、島根労働局働き方改革推進本部で決定していく。）

島根労働局の当面の動き

- 労使団体※₁に対し「働き方改革」の協力を要請
- 特に、島根県の経済団体※₂については、会頭・会長に対して協力の要請を行う際、島根県において働き方改革を進めている企業トップの方に同席していただき、参考となる好事例などを説明していただく予定。経済団体においては、この好事例を傘下企業へ周知していただくこととしたい。
- 要請の場には、以下の方の同席をお願いする予定。
 - 経済団体の長、事例を説明いただく企業トップの方
 - 島根労働局：局長、労働基準部長、職業安定部長、雇用均等室長、監督課

※1：労使団体

- 日本労働組合総連合会島根県連合会
- 島根県商工会議所連合会
- 一般社団法人 島根県経営者協会
- 島根県商工会連合会
- 島根県中小企業団体中央会

※2：経済団体

要請終了後は……

- 島根県内の企業をお伺いし、「働き方改革」を進めていただくための働きかけを行っていく予定。
- 可能であれば、シンポジウムなどを開催し、働き方改革を進める気運の醸成を図りたい。

☆島根労働局では、働き方の見直していただくことで、島根県の「まち・ひと・しごと創生」に貢献したいと考えます。今後とも、島根労働局にご協力いただければ幸いです。